また、地球規模での無秩序な開発や気候変動等の地球環境の変化により、多様な遺伝資源の減少・消失を含む生物多様性の危機に瀕し、生態系サービス（人々が生態系から得ることができる、食料、水、気候の調節などの様々な便益）が劣化し、世界の食料需給は中長期的な逼迫が懸念されます。

さらには、マイクロプラスチックを含む海洋ごみによる海洋汚染、人為的な水銀排出や難分解・高蓄積性の有害化学物質によるグローバルな汚染が深刻化しています。

このため、環境教育等の取組においても、これまで以上に持続可能な開発のための教育（ＥＳＤ）やＳＤＧｓとの関連を踏まえたものにしていく必要があります。

ＥＳＤについては、我が国の提唱により開始された「国連持続可能な開発のための教育の10年」（2005年～2014年）の後継として、2013年（平成25年）の第37回ユネスコ総会において「ＥＳＤに関するグローバル・アクション・プログラム（ＧＡＰ）」が採択されました。これを受け、2016年（平成28年）３月10日、持続可能な開発のための教育に関する関係省庁連絡会議において「我が国における『ＥＳＤに関するグローバル・アクション・プログラム』実施計画（以下「ＥＳＤ国内実施計画」という。）」を決定しました。本実施計画は、ＧＡＰが定める以下５つの優先行動分野に沿って、関係省庁が取り組むべき事項を明記したものであり、環境教育をＥＳＤが包含する形で整理がなされています。

また、2016年（平成28年）12月22日、政府のＳＤＧｓ推進本部で決定された「持続可能な開発目標（ＳＤＧｓ）実施指針」の中では、ＳＤＧｓを達成するための具体的施策として、「ＥＳＤ・環境教育の推進」が盛り込まれ、2017年（平成29年）９月には、日本ユネスコ国内委員会において、「教育はＳＤＧｓの目標４に位置付けられており、ＥＳＤは目標４の中のターゲット４．７に記載されています。しかし、教育については、『教育がすべてのＳＤＧｓの基礎』であり、『すべてのＳＤＧｓが教育に期待』している、とも言われています。特にＥＳＤは持続可能な社会の担い手創りを通じて、17すべての目標の達成に貢献するものです。ですから、ＥＳＤをより一層推進することが、ＳＤＧｓの達成に直接・間接につながっています。また、ＳＤＧｓを、ＥＳＤで目指す目標が国際的に整理されたものとしてとらえることもできます。」と整理されています。

さらには、2017年（平成29年）３月に告示された小・中学校の新学習指導要領においては、全体の内容に係る前文及び総則において、「持続可能な社会の創り手」に必要な資質・能力を育成することが掲げられ、「カリキュラム・マネジメント」の実現や「主体的・対話的で深い学び（アクティブ・ラーニング）」の視点からの授業改善を図っていくことが示されました。

環境保全活動・協働取組の推進については、2010年（平成22年）に国連環境計画（ＵＮＥＰ）により「環境事項における情報アクセス、市民参加及び司法アクセスに係る国内立法の発展に関するガイドライン」が採択されました。また、ＳＤＧｓにおいて、「持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する（ゴール16）」、「持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する（ゴール17）」といったゴールが示されました。国内においても、「地域における多様な主体の連携による生物の多様性の保全のための活動の促進等に関する法律（平成22年法律第72号）」の制定、「絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律の一部を改正する法律（平成29年法律第51号）」による国内希少野生動植物種の提案募集制度の制定など、環境保全への参加・協働を促進するための法制度が整備されてきています。

政府としては、こうした背景を踏まえつつ、「環境教育等による環境保全の取組の促進に関する法律（平成15年法律第130号）」（以下「法」という。）に基づき、国民、事業者、民間団体、地方公共団体等様々な主体の自発性を尊重し、これらと協働しながら持続可能な社会づくりに共に取り組んでいきます。

1　環境保全活動、環境保全の意欲の増進及び環境教育並びに協働取組の推進に関する基本的な事項

⑴　私たちの目指す持続可能な社会と環境の保全

私たちが直面する環境問題は、私たち一人一人が取り組まなければならない問題です。一方、私たちの行動は、私たちの属する社会の価値観や風習、経済の在り方と深く結びついています。このため、一人一人の意識を変え、環境保全に主体性を持って取り組むようになること、そして、それがいかされる社会経済の仕組みを整えることにより、持続可能な社会を目指していく必要があります。「持続可能な開発」という考え方は、「環境と開発に関する世界委員会（ブルントラント委員会）」が1987年（昭和62年）に公表した報告書「我ら共有の未来」の中で初めて提示され、その内容は国際的な議論等の中で深められており、現在、その理念や考え方として、以下の４つの共通的理解があります。

第１は、環境のもたらす恵みを将来世代にまで引き継いでいこうという、長期的な視点を持っている点です。

第２は、地球の大自然の営みとのきずなを深めるような新しい社会や文化を求めている点です。地球の生態系の一員として環境を維持し、その中の生物やその他の環境との共存共栄を図る中で人々が生き、暮らすことが、持続可能な社会の一つの要件と考えられています。

第３は、人間としての基礎的なニーズの充足を重視し、他方で、浪費を退けるような新しい発展の道を実践することにより、世界全体で社会経済の持続可能性を高めようとしている点です。

第４は、多様な立場の人々の参加、協力、役割の分担が不可欠であるとしている点です。

こうした理念や考え方を踏まえた我が国としての持続可能な社会づくりを目指し、法に基づく措置を進めていく必要があります。

今私たちは、気候変動への対応、生物多様性の保全、健全な物質循環など多くの課題に直面しています。こうした問題は、日々の暮らしに深く関わっている私たち自身が、家庭、学校、職場、地域等における日々の生活の一部として、そして民間団体による活動の中で、取り組まなくてはなりません。

私たちが、自発的な行動により、持続可能な社会の構築を目指していくためには、社会を構成する多様な主体の参加と協力を得ることが必要です。また、持続可能な社会は、様々な産業、家庭や地域といった社会、科学技術、文化、歴史の継承とも深く関わってきます。さらに、持続可能な社会をつくるためには、世界的な視野に立ち、地球市民として取り組むことが必要です。

環境的側面、経済的側面、社会的側面が複雑にかかわっている現代において、健全で恵み豊かな環境を継承していくためには、経済社会システムに環境配慮が織り込まれ、環境的側面から持続可能であると同時に、経済・社会の側面についても健全で持続的である必要があります。自然と共生する知恵や自然観も踏まえ、情報通信技術（ＩＣＴ）等の科学技術も最大限に活用しながら、経済成長を続けつつ、環境への負荷を最小限にとどめ、健全な物質・生命の「循環」を実現するとともに、健全な生態系を維持・回復し、自然と人間との「共生」や地域間の「共生」を図り、これらの取組を含め「低炭素」をも実現することが重要です。このような循環共生型の社会（「環境・生命文明社会」）が、我々が目指すべき持続可能な社会の姿であるといえます。

また、国全体で持続可能な社会を構築するためには、各々の地域が持続可能である必要があります。各地域がその特性をいかした強みを発揮し、地域ごとに異なる資源が循環する自立・分散型の社会を形成しつつ、それぞれの地域の特性に応じて近隣地域等と共生・対流し、より広域的なネットワーク（自然的なつながり（森・里・川・海の連関）や経済的つながり（人、資金等））を構築していくことで地域資源を補完し支え合う「地域循環共生圏」を創造していくことを目指すことが必要です。

これらを実現するために、多様な主体の参加によるパートナーシップは、今後、より重要となってきます。これにより、多角的な視点を養うことができ、環境・経済・社会の統合的向上の具体化を図るための人材の育成につなげることが可能となります。すなわち、パートナーシップの充実・強化は人づくりにも資するものです。